

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)

単位:千円

基金の名称	山梨県安心こども基金	
基金設置法人名	山梨県	
基金の額		今回造成額 千円
		造成完了時における残高 52,164千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 千円
		造成完了時における残高 52,164千円
基金事業等の概要	<ul style="list-style-type: none">・精神科医等による親子に対するカウンセリングの実施・親子関係の再構築及び家族の養育機能の再生・強化に向けた取組の実施・意見表明等支援事業、こどもの権利養護に関する啓発及びこども権利擁護機関の整備の実施・社会的養護経験者等の自立に向けた相談・助言等の実施・特定妊婦等の自立に向けた相談・生活支援等の実施	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和11年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末
	基金の解散予定時期	未定
基金事業等の目標	基金からの繰入金により、事業終了年度である令和11年度まで継続的に事業を実施。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		
その他の事項		